

J L Aアカデミー講習会指導員規則

(目的)

第1条 この規則は、J L Aアカデミー講習会（以下、「講習会」という。）を主管するにあたり、その指導員について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、当法人が主管する講習会において適用する。

(指導員)

第3条 この規則で定める指導員は「J L Aアカデミー指導員規程」及び「J L Aアカデミー指導員資格認定に関する規程」の各条項を満たす者とする。

(依頼指導員)

第4条 当法人は、過去の指導実績や指導能力等を考慮して、最大限の知識、技術、経験及び精神などを教育並びに伝承することで、受講生へ最も還元できる指導員を選し、依頼する。

- 2 前項の指導員へ、謝金及び交通費、宿泊費、その他の経費を支払う。謝金額は「J L Aアカデミー指導員の謝金に関する規程」によることとし、交通費及び宿泊費、その他の経費は実費を支払う。ただし、指導員が辞退した場合は、この限りではない。
- 3 前項の宿泊費の限度額は、1泊あたり12,000円とする。ただし、社会情勢等において限度額を超えることが相当と理事会により認められる場合は、この限りではない。
- 4 第1項において依頼する指導員数は、原則として「J L Aアカデミー指導員養成講習会及び資格認定講習会に関する安全対策規程」第4条による配置数とする。ただし、J L Aが認めた場合は指導員数を減じることができる。

(サポート指導員)

第5条 前条第1項の指導員でない第3条の指導員が、無償により指導員として任意に講習会へ参加することを妨げない。当法人は、この場合の謝金及び宿泊費を支払わない。交通費及びその他の経費についても原則として支払わないが、実情に応じて理事会の決定により認められる場合は、この限りではない。

- 2 前項の指導員は、参加する講習会当日の7日前までに参加する意思を当法人に表明しなければならない。その伝達方法は、電話、メール又はその他の電磁的方法等、伝達方法を問わないが、確実に伝達できなければならない。
- 3 当法人は、第1項の指導員について、J L Aへ「J L Aアカデミー指導員資格認定に関する規程細則」第12条の講習指導実績を報告することができる。
- 4 第2項の伝達がない場合又は確実な伝達がなされなかった場合は、第1項の指導員として講習会に参加することができず、安全管理や運営補助等のスタッフとしてのみ講習会に参加することができる。このとき、当法人及び第4条第1項の指導員は、講習会において指導行為を厳に制限することができる。
- 5 前項の指導員は「J L Aアカデミー指導員規程」第8条のユニフォームを着用して参加してはならない。

(日程及び詳細調整)

第6条 当法人は、第4条第1項の指導員と講習会の日程及び詳細等について事前に綿密な調整を行い、開催場所、開催日程及びその他の細目を協議し、決定する。

附 則
この規則は、令和5年1月1日から施行する。